

## 運營業務に関する要求水準書

### 目 次

・ 総則 .....	1
・ 施設運營業務 .....	2
・ 喫茶等運營業務 .....	3

・ 総則

項 目	内 容
運営業務	
1 業務の目的	<p>利用しやすい施設運営及び施設利用者へのソフト面の支援の充実を目指し、施設利用者のニーズに即した公共サービスを提供するものとする。</p>
2 業務の実施の考え方	<p>業務の実施に当たっては、次項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した運営業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。</p>
3 業務の対象	<p>次の業務ごとに区分し、この要求水準書に定めるとおりとする。            (1)施設運営業務            (2)喫茶等運営業務</p>
4 施設利用時間	<p>施設利用時間は、ゾーン/スペース毎に異なる。詳細は、添付資料1「施設整備計画一覧表」を参照のこと。            ただし、残業等による超過利用もある。</p>
5 人員配置等	<p>事業者は、業務の実施に当たり、少なくとも1名の人員を常時配置し、配置した人員については施設管理担当者に届け出ること。            運営業務責任者を配置し、かつ、日常の庶務的な事務処理に必要な事務員を配置すること。            運営業務責任者は、運営業務を総合的に把握し調整を行う。</p>
6 業務完了届及び業務報告書	<p>事業者は、各事業年度の4月から9月まで、10月から3月までの各期間終了後、業務完了届及び業務報告書を速やかに県に提出する。            なお、維持管理業務に関する業務完了届及び業務報告書と併記することも可とする。            運営業務の実施状況について、県はモニタリングを行うが、その方法等については事業契約書において定めるものとする。</p>

・ 施設運営業務

項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、施設運営業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する。</p> <p>(3)運営業務責任者は、施設運営業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>施設の運営に係る次の(1)、(2)の内容を施設運営業務の範囲とする。</p> <p>(1)会議室等の管理</p> <p>(2)その他施設運営上必要な事務</p>
3 要求水準 (1)会議室等の管理	<p>会議室等の使用申込の受付・貸出を行い、使用料を収納し県に納付すること。</p> <p>会議室等の管理については、記録台帳等に記録すること。</p>
(2)その他施設運営上必要な事務	<p>物品（新聞、宅配便等）の受付及び取り次ぎを行うこと。</p> <p>施設使用整理簿を作成し、5年間保管すること。</p> <p>施設の維持管理及び運営に係る経理事務を行い、必要な帳簿等を備えておくこと。</p> <p>光熱水費は、事業者が負担することとなるが、支払の都度、設置するメーター毎に実績を施設管理担当者に報告すること。</p> <p>災害や事故発生などの非常時・緊急時の体制を整えること。</p> <p>入居者の清掃システム（ごみの取扱等）をはじめとした、入居に関する取り決めを行い、その徹底を図ること。</p> <p>施設に入居する県及び関係機関との連絡調整を行うこと。</p>

・喫茶等運営業務

項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、喫茶等運営業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する。</p> <p>(3)運営業務責任者は、喫茶等運営業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>新会館に予定しているリフレッシュゾーンにおける喫茶等の運営を業務の範囲とする。喫茶等運営業務の開始日は、開館日とする。</p>
3 要求水準	<p>(1) 喫茶等運営業務は、事業者が独立採算により実施するものであるため、光熱水費などの喫茶等運営業務に要する費用はサービス料の対象とはならない。事業者は、喫茶等運営業務の営業収益をもって運営に当たること。</p> <p>(2) 多くの障害者の利用が想定されるので、施設面に加え運営面でも障害者等に十分な配慮を行うこと。</p> <p>(3) 施設利用者(会議室利用を含めて年間約17万人を見込んでいる。)や職員(現体制で約180人)での利用を想定し、飲み物、軽食等を提供すること。</p> <p>(4) 営業時間は平日昼食時間等に利用が可能となるように配慮したうえで、事業者が設定する。</p> <p>(5) 提供する飲み物、軽食等の内容や提供方法(自販機の設置も含む)は、事業者の創意工夫により設定すること。</p> <p>(6) 運営開始後、喫茶等利用者の要望をアンケート等で調査し、随時提供内容、提供方法及び運営時間の見直しを行うこと。</p> <p>(7) 衛生面には十分な配慮を行うこと。</p>